

愛知県青少年保護育成条例の一部改正について

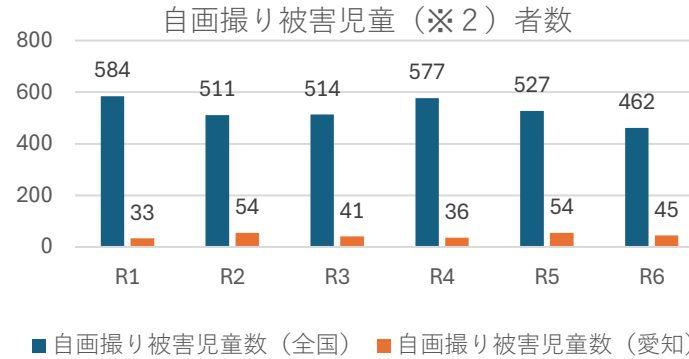
1. 自画撮り被害の現状

- 「自画撮り被害」とは
- ・だまされたり、脅されたりして青少年(※1)が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、SNS等で送られる被害のこと。
 - ・画像等が一旦インターネット上に流出されるとその回収は困難であり、被害がより深刻となる。

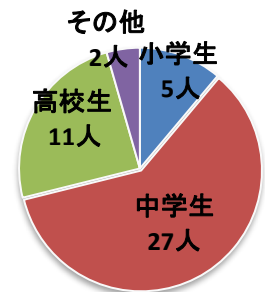
被害事例

- ▼男が、男性モデルの写真を使い、偽名で男子大学生になりまし、コミュニティサイトで知り合った 女子中学生ら6人に裸の画像を送信させた。
- ▼男が、女子中学生になりすまし、コミュニティサイトで知り合った女子小学生に悩みを相談するなどして年齢の近い同性と誤信させ、裸の画像を送信させた。

※1 青少年:18歳未満の者



自画撮り被害 学職別児童数
(令和6年愛知県)



※2 児童:18歳未満の者

出典(警察庁、愛知県警察)

2. 自画撮り被害防止に関する規制(児童ポルノ禁止法、青少年条例※、刑法第182条第3項)

※青少年条例:都道府県で設置する青少年の保護・健全育成を目的に制定された条例

- これまででは、自画撮り画像の送信後(被害に遭った後)に、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)を適用→児童が自画撮り画像を送信する前の段階である要求行為を規制することで被害の発生を防止するために、平成30年に全国で先駆け、東京都が青少年条例で「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」規定を設けた。
- 令和5年の刑法の一部改正により、16歳未満に対する映像送信要求行為に罰則が設けられたが、16歳、17歳の青少年は刑法での保護対象外となっている。

自画撮り画像の送信前(要求行為)

【法律】

- ・16歳未満の者に対する映像送信要求罪(刑法182条3項)
- 脅迫等の手段を用いて要求した場合、脅迫罪(刑法第222条)等の適用が考えられる。

3. 条例改正(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) 令和7年7月1日施行

- 「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない」
- 青少年に対し、不当な手段を用いた要求行為があった場合に刑罰を科す。
 - ※不当な手段の類型
 - ・拒まれたにもかかわらず
 - ・威迫、欺き、困惑
 - ・対償を供与、対償供与の申込み、対償供与の約束
- 行為者が、相手方(青少年)の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。

4. 条例改正の効果

- 条例で「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」を規定することで、行為者に対して、青少年に児童ポルノ等の送信を要求することへの抑止力となる。
- 規定を小学生から高校生に広く周知することで、自画撮り被害に遭う前に、青少年から保護者等への相談につながるため、被害防止が期待できる。